

名寄市立大学参与会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、名寄市立大学条例（平成18年名寄市条例第83号）第4条に規定する名寄市立大学参与会（以下「参与会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 参与会は、名寄市立大学（以下「本学」という。）の運営に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議するとともに、学長に対し提言又は助言を行う。

- (1) 大学の将来計画に関する重要事項
- (2) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (3) 大学の教育研究活動等の状況についての評価に関する重要事項
- (4) 大学と地域の連携を推進するための重要事項
- (5) 教育内容・方法、財務、経営状況、認証評価、自己点検・評価の結果等、情報の開示及び活用に関する重要事項
- (6) その他本学の運営に関する重要事項

(組織)

**第3条** 参与会は、委員若干人で組織し、委員は大学の職員以外のもので大学教育に関し広く、かつ、高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 参与の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

**第5条** 参与会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、参与会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 参与会の会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 参加会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 参加会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 参加の庶務は、大学事務局において処理する。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、参加会の運営に関し必要な事項は、会長が参加会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。